

## 第2回 JR可部線活性化協議会

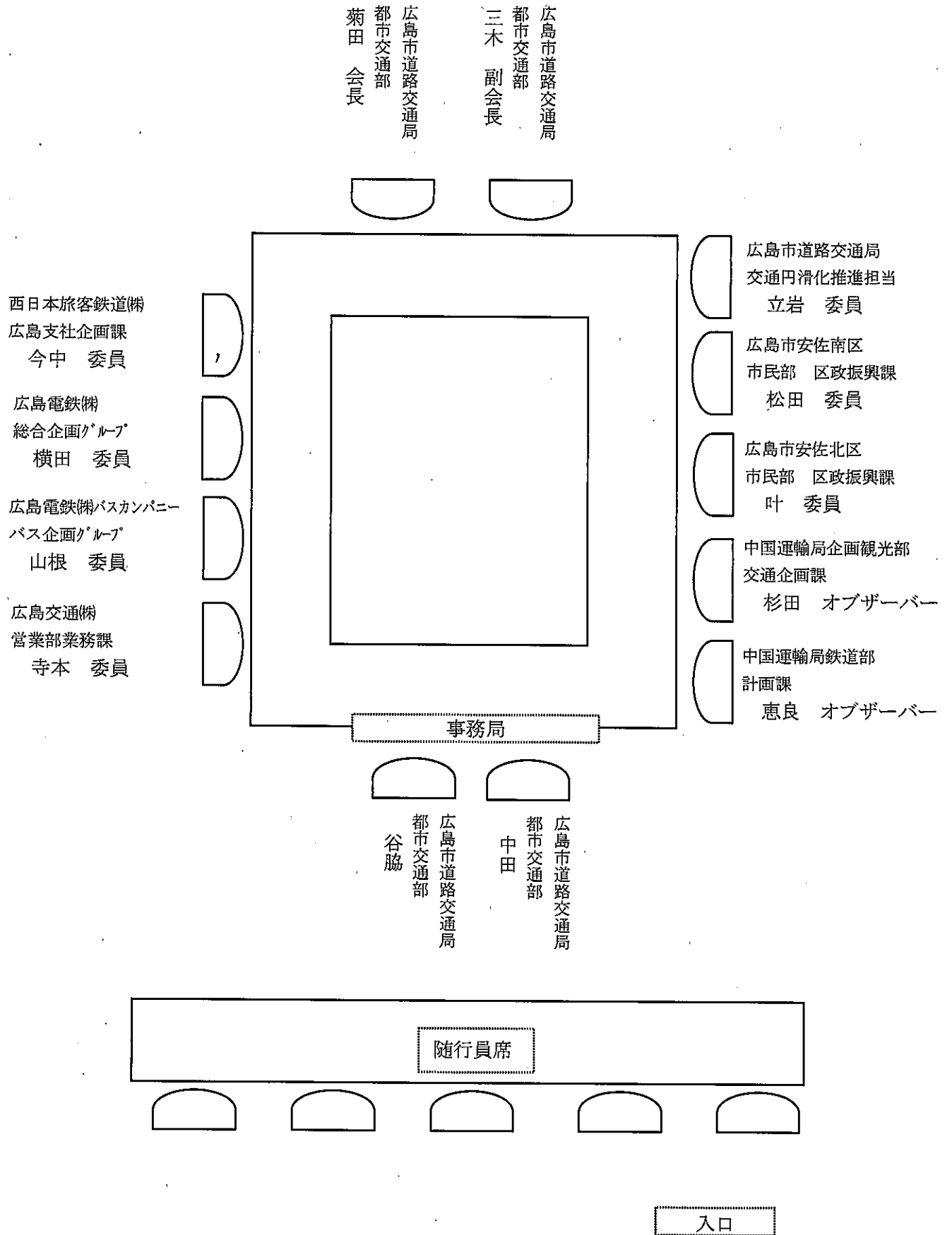
日時：平成20年10月31日（金）10:00～

場所：広島市役所本庁舎14階第7会議室

### 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶（広島市 道路交通局 都市交通部長）
- 3 委員・オブザーバー紹介
- 4 議 題
  - (1) 報告事項
    - ア 第1回協議会書面審議の結果について 【資料1】
  - (2) 説明事項
    - ア 会議及び会議資料の公開に関する取扱いについて 【資料2】
    - イ 広島市ホームページへの掲載について 【資料3】
    - ウ 今後の予定について 【資料4】
    - エ JR可部線活性化検討調査の契約について
  - (3) 協議事項
    - ア 第3号議案  
平成20年度予算について
- 5 意見交換・その他
- 6 閉 会

## 第2回 JR可部線活性化協議会 配席図



## 第 1 回 J R 可部線活性化協議会（書面審議）の結果について

### 1 第 1 号議案について

標記については、別添の内容（平成 20 年 9 月 12 日付）で全委員の了承を得て、制定したので報告するものである。

- ・ J R 可部線活性化協議会規約
- ・ J R 可部線活性化協議会事務局規程
- ・ J R 可部線活性化協議会財務規程

### 2 第 2 号議案について

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書の提出について、平成 20 年 9 月 12 日付で全委員の了承を得たことを受け、同日、国土交通省中国運輸局長宛に認定申請を行い、平成 20 年 9 月 30 日に認定を受けたので報告するものである。

また、この認定に基づき、国の調査費用（全額国費）の支援を受けるため、補助金の交付申請手続きを行い、平成 20 年 10 月 10 日付で補助金交付決定を受けている。

# J R 可部線活性化協議会規約

平成20年9月12日制定

## (目的)

第1条 J R 可部線活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、J R 可部線活性化連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

## (事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号広島市役所内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

2 協議会には、会長及び副会長1人を置く。

## (会長及び副会長)

第5条 会長は、広島市道路交通局都市交通部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、広島市道路交通局都市交通部交通対策担当課長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるこ

とし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議決方法は会議出席委員全員の賛成を以って決することとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

#### (事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、広島市道路交通局都市交通部内に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (監査)

第9条 監査委員は、広島市道路交通局交通円滑化推進担当課長をもって充てる。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

#### (財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

#### (委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成20年9月12日から施行する。

別表1 (第4条関係)

(協議会委員)

団体・所属	職名
西日本旅客鉄道株式会社	広島支社 企画課長
広島電鉄株式会社	総合企画グループ マネージャー
	バスカンパニー バス企画グループ 営業企画チームリーダー
広島交通株式会社	営業部 業務課長
広島市	道路交通局 都市交通部長
	道路交通局 交通円滑化推進担当課長
	道路交通局 都市交通部 交通対策担当課長
	安佐南区 市民部 区政振興課長
	安佐北区 市民部 区政振興課長

(オブザーバー)

団体・所属	職名
国土交通省	中国運輸局 企画観光部 交通企画課長
	中国運輸局 鉄道部 計画課長

# J R 可部線活性化協議会事務局規程

平成20年9月12日制定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、J R 可部線活性化協議会規約第8条の規定に基づき、J R 可部線活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、広島市道路交通局都市交通部交通対策担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、広島市の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、広島市において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、広島市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月12日から施行する。



別表 (第6条関係)

名称	ひな形	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
J R 可部線活性化 協議会会長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                 J R 可部線                  活性化協議                  会                  会長之印             </div>	てん書	正方形	24×24	会長名 をもつ て発す る文書	1	事務局長

## J R 可部線活性化協議会財務規程

平成20年9月12日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、J R 可部線活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、J R 可部線活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、広島市及びJ R 西日本からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに広島市長及びJ R 西日本広島支社長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、広島市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、広島市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第9条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに広島市長及びJ R西日本広島支社長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月12日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「歳入、歳出が見込まれた最初の」に、読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

平成 20 年 (2008 年) 9 月 12 日

国土交通省中国運輸局長 殿

申請者名 JR 可部線活性化協議会  
代表者名 会長 広島市道路交通  
都市交通部長 菊田

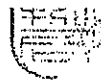


平成 20 年度 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画  
認定申請書

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定を下記のとおり申請します。

記

申請者	申請者名： JR 可部線活性化協議会
	代表者名： 会長 広島市道路交通局都市交通部長
	構成員： 西日本旅客鉄道株式会社 (広島支社企画課長) 広島電鉄株式会社 (総合企画グループマネージャー、バス カンパニーバス企画グループ営業企画チームリーダー) 広島交通株式会社 (営業部業務課長) 広島市 (道路交通局都市交通部交通対策担当等関係課長)
連絡先 (事務局等)	所在地 (都道府県名も記載)： 〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市道路交通局都市交通部交通対策担当内
	担当者名： 主任技師 中田 誠
	TEL： 082-504-2604 (直通)
	FAX： 082-504-2426
	E-mail： koutsubu@city.hiroshima.jp



中国企交第37号  
平成20年9月30日

JR可部線活性化協議会  
会長 菊田 和祐 殿

中国運輸局長



地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について

貴会より平成20年9月12日付けで申請のあった「平成20年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」については、これを認定する。

なお、補助金の額については、補助金交付申請に基づいて決定することとなるため、当認定の対象ではない。

## 会議及び会議資料の公開に関する取扱いについて

### 1 会議の公開

J R 可部線活性化協議会規約第 6 条 5 項により、J R 可部線活性化協議会の会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとしている。

このため、広島市情報公開条例に照らし、あらかじめ会議の中の発言等が下記の不開示情報事項が含まれると予想される場合には、会長の判断で、会議の一部又は全部を非公開とする。

なお、会議に関してマスコミ等から事前に打診や要請があった場合には、上記ただし書きに該当しない限り会議室での傍聴、撮影を認める。

### 2 会議資料の公開

会議資料についても原則公開とする。ただし、下記の不開示情報事項が含まれると会長が判断した場合には、会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### ■不開示情報事項

- (1) 個人情報
- (2) 企業秘密など、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害すると認められる情報
- (3) 市や国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 守秘義務など法令等で秘密とされている情報

## 広島市ホームページへの掲載について

### 1 広島市のホームページについて

広島市のホームページは、広島市民への広島市の行政サービスや様々な仕事の案内役となるとともに、国内外の方々に広島市への理解を深めていただけるよう幅広い情報を提供している。

また、子どもやお年寄り、障害を持った方など、だれもが簡単に情報を取得し活用できるよう、わかりやすく、使いやすいホームページを目指している。

### 2 ホームページへの掲載について

JR可部線の活性化には市民の理解が必要不可欠である。このため、広島市のホームページを活用し、JR可部線活性化協議会に関する事項について掲載し、広く市民に情報を提供するものである。

掲載については、協議会事務局が事務を行うこととし、協議会委員には、あらかじめ、その内容についての情報提供を行うものとする。



## J R 可部線活性化協議会が設置されました！（2008 年 月 日登録）

### 目 的

広島市中心部と市北部地域を結ぶ地域公共交通機関としての役割を果たす J R 可部線について利用者増加や沿線のまちづくりにつながる施策の可能性や活性化方策の展開に必要となるハード・ソフトの施策を検討するため、J R 可部線活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。（平成 20 年 9 月 12 日設置）

この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、J R 可部線活性化連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行います。

### 組 織

#### （協議会委員）

団体・所属	職 名
西日本旅客鉄道株式会社	広島支社 企画課長
広島電鉄株式会社	総合企画グループ マネージャー
	バスカンパニー
	バス企画グループ 営業企画チームリーダー
広島交通株式会社	営業部 業務課長
広島市	道路交通局 都市交通部長
	道路交通局 交通円滑化推進担当課長
	道路交通局 都市交通部 交通対策担当課長
	安佐南区 市民部 区政振興課長
	安佐北区 市民部 区政振興課長

#### （オブザーバー）

団体・所属	職 名
国土交通省	中国運輸局 企画観光部 交通企画課長
	中国運輸局 鉄道部 計画課長

### 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画について

平成 19 年 10 月施行の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、国土交通省が交通 I C カードシステムの導入や地域公共交通総合連携計画策定のための調査などのソフト施策に対する支援制度を設けており、この制度を活用し調査を行うため認定申請（平成 20 年 9 月 12 日付）を行いました。この結果、平成 20 年 9 月 30 日に国土交通省の認定を受けました。

この認定を以って、国の調査費用（全額国費）の支援を受けるため、補助金の交付手続きを行い、補助金交付決定（平成 20 年 10 月 10 日付）を受けました。

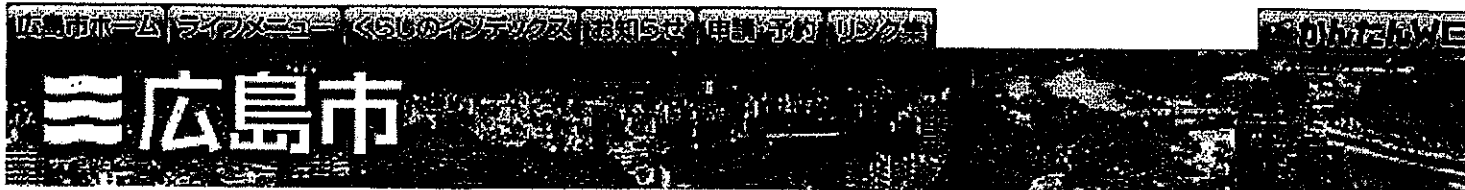
#### 添付資料

- ・ J R 可部線活性化協議会規約・事務規定・財務規程
- ・ 平成 20 年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書
- ・ 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について

#### リンク

国土交通省HP

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>



## 公共交通

[広島市ホーム](#) > [くらしのインデックス](#) > [道路・交通](#) > [公共交通](#)

該当するコンテンツが 9 件存在します。  
9 件中、1 ~ 9 件を表示しています。

- ❖ [JR中野東駅及びJR安芸中野駅周辺地区バリアフリー基本構想の素案へご意見をください！](#) News!  
年 10月 1日 更新)
- ❖ [山本地区乗合タクシーについて](#) (2008年 8月 12日 登録)
- ❖ [やぐちおもいやりタクシーについて](#) (2008年 8月 12日 登録)
- ❖ [地域主体の乗合タクシー導入支援について](#) (2008年 8月 12日 登録)
- ❖ [交通系ICカード「PASPY」\(パスピー\)が導入されました！](#) (2008年 5月 22日 更新)
- ❖ [JR新井口駅周辺地区交通バリアフリー基本構想](#) (2008年 5月 15日 更新)
- ❖ [広島市・廿日市市地域公共交通利用円滑化連携計画を作成しました！](#) (2008年 3月 25日 更新)
- ❖ [JR横川駅、五日市駅にエレベーターが設置されました！](#) (2007年 4月 3日 更新)
- ❖ [公共交通機関のリンク集](#) (2006年 4月 18日 更新)

**J R可部線活性化協議会が設置されました！ (2008年 月 日登録)**

- [新たな公共交通体系づくり基本計画](#)
- [アストラムライン\(広島新交通システム\)](#)
- [交通バリアフリー](#)

## 広島市ホームへ

広島市役所 ▶ 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
代表電話082-245-2111



各課お問い合わせ先

▶ 各課直通電話・FAX番号・Eメールアドレス

[プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

Copyright(C)2005 HIROSHIMA City. All rights reserved.

資料 4

J R可部線活性化協議会の今後の予定について

平成 20 年 10 月 31 日

可部線活性化協議会資料

年 月	平成 20 年 (2008 年)			平成 21 年 (2009 年)				
	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月～8 月頃
項 目	○12 日 協議会立上げ	○12 日 連携計画策定調査 実施計画認定申請	○31 日 協議会(初会合)		適宜、協議会を開催 (2ヶ月に1回程度)			
		○30 日 連携計画策定調査 実施計画認定	○委託契約					
		○8 日 補助金交付申請						
		○10 日 補助金交付決定						

**把握**

- 沿線現況の把握  
沿線活性化策の検討にあたって基礎資料となる可部線沿線の人口、土地利用、交通の状況等の把握を行う。
- 活性化策の検討  
・活性化策の検討  
可部線の利用者増加や地域のまちづくりにつながるハード・ソフト両面の活性化策の検討を行う。
- ・設備計画等の検討  
活性化策の展開に必要な設備計画を検討し、経費、概算事業費の算定を行う。
- 事業評価  
上記の検討を踏まえ、収支見込みを算出するとともに、費用便益分析について検討を行う。